

国立大学法人群馬大学

研究活動における不正行為の防止等に関する計画

令和7年12月18日
研究行動規範委員会策定

国立大学法人群馬大学の研究活動における不正行為を防止するため、「国立大学法人群馬大学研究活動における不正行為の防止等に関する規程」に基づき、以下のとおり研究活動における不正行為の防止等に関する計画を策定し実施する。

1. 組織における取組状況の確認

本計画を踏まえた各学部等における計画の策定状況及び実施状況の確認を行う。

2. 研究者等の意識向上に向けた取組み

研究活動における不正行為の防止の意識向上を図るため、研究に従事するすべての者に、研究倫理教育として一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）の研究倫理教育e ラーニング（eAPRIN）を定期的に受講させる。

なお、研究倫理教育を未受講の常勤教員に対して研究費減額等の措置を行う。

また、最高責任者（学長）自ら不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、教職員等の意識の向上と浸透を図る。

3. 学生の意識向上に向けた取組み

各学部等において教育研究上の目的及び各研究分野の特性に応じ、研究に関わる際には「研究者」とみなされることを周知し、研究遂行にあたっては研究の質の維持と向上に努めるよう指導するとともに、様々な研究活動に関する法令や規程を遵守するよう指導する。具体的には、本学作成の学生向け研究倫理啓発用リーフレット「責任ある研究者として～研究倫理～」を活用するほか、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）の研究倫理教育e ラーニング（eAPRIN）及び研究倫理に関する授業科目の受講を指導するなど、研究倫理についての学生の意識向上を図る。

4. 研究資料等の保存状況等に関するモニタリングの実施

研究資料等の保存状況等について、「国立大学法人群馬大学における研究資料等の保存方法等に関する内規」に定められている研究資料等の詳細、保存方法、保存期間及び開示方法等により各学部等において適切に実施されているかを、点検・確認する。

5. 監査

「国立大学法人群馬大学内部監査規程」に基づき、毎年度内部監査を定期的に行う。

6. 規程の見直し

「国立大学法人群馬大学研究活動における不正行為の防止等に関する規程」及び「国立大学法人群馬大学における研究資料等の保存方法等に関する内規」を隨時見直し、必要に応じて改正を行う。